

## 仮処分決定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の令和5年(㊦)第30104号会計帳簿等閲覧謄写仮処分命令申立事件について、当裁判所は、債権者らの申立てを相当と認め、債権者らに代わり第三者弁護士鶴巻暁に、債務者のため25万円の共同担保を立てさせて、次のとおり決定する。

### 主 文

債務者は、債権者らに対し、東京都豊島区南大塚三丁目43番1号所在の債務者の主たる事務所において、債務者の業務時間内はいつでも、別紙会計帳簿目録記載の書類を閲覧及び謄写（写真撮影及び電磁的記録によって保存する方法を含む）させなければならない。

令和5年5月17日

東京地方裁判所民事第8部

裁判官 浅川



(別紙)

当事者目録

債権者 板橋直樹

債権者 増田 浩

債権者 本林良太

債権者 安田晃央

債権者 坂井志郎

債権者 岩田泰典

債権者 後藤直

債権者 田原廣

債権者 井村厚

債権者 田中一吉

債権者 武市章和



債権者 大東治宜

債権者 屋田純喜

債権者 蛭子健策

債権者 網島俊昭

債権者 古城朋和

債権者 河村博

債権者 中嶋邦浩

債権者 石岡洋一

債権者 大國秀夫

債権者 船水明

東京都千代田区丸の内2-7-2 JPタワー長島・大野・常松法律事務所

債権者兼上記債権者ら代理人弁護士

山内貴博

債権者ら代理人弁護士

鶴巻暁

同

小川義龍

同

林知一

東京都豊島区南大塚三丁目43番1号

債 務 者

一般社団法人日本アマチュア無線連盟

同代表者代表理事

高尾義則

同代理人弁護士

森田雅也

同復代理人弁護士

西尾公伸

同

森中剛

同

鈴木裕二

同

平田貴文

以上



(別紙)

会計帳簿目録

債務者の令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）に関する  
仕訳帳及び総勘定元帳

以上